

日本政策金融公庫 中小企業事業の

新型コロナウイルス感染症対策 挑戦支援資本強化特別貸付 (新型コロナ対策資本金性劣後ローン)

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている経済環境下において、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金性資金を供給する制度です。



融資限度額
直接貸付
別枠
10億円

無担保
無保証人

融資期間
20年、15年、10年、7年
または 5年1ヵ月
(期限一括償還)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資限度額	融資利率	融資期間
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方。ただし、次のいずれかに該当する方に限る。 (1) J-Startupプログラムに選定された方又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資(転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。)を受けて事業の成長を図る方 (2) 産業競争力強化法に基づく中小企業再生支援協議会または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う方 (3) 上記(1)及び(2)に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築^(注1)されている方^(注2)	事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	既往貸付残高にかかわらず 直接貸付 10億円	ご融資後3年間は0.50%。 ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。 期間20年： 2.95%、0.50% 期間15年： 2.70%、0.50% 期間10年： 2.60%、0.50% 期間7年： 2.60%、0.50% 期間5年1ヵ月： 2.60%、0.50%	20年 15年 10年 7年 5年1ヵ月 (期限一括償還)

(注1) 原則として、ご融資後概ね1年以内に民間金融機関等からの出資または融資による資金調達が見込まれることをいいます。

(注2) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する方が対象になります。

その他

- 本制度は、無担保・無保証人となります。
- 本制度による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。
- 本制度による債務については、法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。
- 公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。
- ご融資後5年間は、原則として期限前弁済はできません。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505